

ソフトウェア使用許諾契約書

第1条(目的)

このドライバソフトウェアは、ICカードリーダーライタ(M-520U)をWindows上で動作可能にする為のPC/SC対応ドライバソフトウェアとして、日立マクセル株式会社(以下「当社」とします)が提供致します。

本契約書は、ドライバソフトウェアの使用許諾に関わる詳細について取り決めることを目的とし、ご使用者がドライバソフトウェアをインストール、起動、または使用することにより、ご使用者は本契約書の諸条件に拘束されることに同意したものと見なされます。

第2条(使用許諾の範囲)

本ドライバソフトウェアは、ご使用者が個人のコンピュータにインストールして使用する事を条件とし、本ドライバソフトウェアをご使用者のバックアップ用に記憶媒体に複製し保存することを許諾致します。

第3条(サポートの範囲について)

本ドライバソフトウェアをご使用してのアプリケーションソフトウェアの開発に関するサポートをお約束するものではありません。

第4条(瑕疵の補修)

本ドライバソフトウェアについて、明らかに当社のみでの過失であると判断される不具合があることが判明しても、必ずしも、本ドライバソフトウェアの訂正、改修の責任を負うものではありません。

第5条(保証の制限)

- (1) 当社にて本ドライバソフトウェアに関し、動作確認を行っておりますが、全てのコンピュータ環境においての動作を保証するものではありません。
- (2) 当社は、本ドライバソフトウェアに関する一切の保証(商品性特定目的への適合性、ウィルスの不存在を含みますがそれらに限定されません。)を致しません。
- (3) ご使用者への事前の連絡なしに仕様を変更したり、サービスの提供を中止する場合があります。その場合、本ドライバソフトウェアをご使用頂けなかったり、ご使用者に直接または、間接的に損害が生じても、当社はいかなる責任も負わないものとし、一切の賠償は行わないものとします。

第6条(責任の制限)

本ドライバソフトウェアの使用等に関して生じる特別損害、付随的損害、間接損害、派生的損害、又は、その他一切の損害(逸失利益、機密情報若しくは、その他の情報の喪失、事業の中断、人身障害、プライバシーの喪失、誠実又合理的な注意義務を含めた義務の不履行、過失、又は、その他の金銭的損害を含みますがこれらに限定されない。)に関して一切の責任を負いません。たとえ、当社がこの様な損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。

第7条(著作権の帰属及び譲渡)

本ドライバソフトウェア及び複製物についてのすべての権利、権原及び著作権は当社が所有しております。又、本契約書に明記されている権利及び義務も、第三者に譲渡あるいは委譲することは出来ません。

第8条(リバースエンジニア等の禁止)

ご使用者は、本ドライバソフトウェアをリバースエンジニア、逆コンパイル、逆アセンブル、又、改変することは出来ません。

第9条(輸出規制)

ご使用者は、本ドライバソフトウェア(その一部も含む)及び当社から入手した技術情報を日本法・規制により許可されている場合を除いて日本国外へ輸出しないことを同意するものとします。

第10条(管轄の裁判所)

本契約書の条項に違反した場合は、当社は、他の権利を害することなく本契約書を終了することが出来ます。その場合、ご使用者は、本ドライバソフトウェア及びその複製物をすべて破棄しなければならないものとします。本契約書により生じる一切の紛争は、大阪地方裁判所の専属管轄に服するものとします。

以上